

議案第154号

令和2年度渋川市下水道事業等会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和2年度渋川市下水道事業等会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和2年度渋川市下水道事業等会計予算第9条を第10条とし、第5条から第8条までを1条ずつ繰下げ、第4条の2の次に次の1条を加える。

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額（千円）
公共下水道公共渋川舗装復旧工事	令和2年度から 令和3年度まで	14,575
公共下水道特環渋川舗装復旧工事	令和2年度から 令和3年度まで	8,921
公共下水道公共渋川污水管布設工事	令和2年度から 令和3年度まで	37,730
公共下水道特環渋川污水管布設工事	令和2年度から 令和3年度まで	21,164
物聞沢水質管理センター再構築工事	令和2年度から 令和5年度まで	1,113,000

令和2年11月30日提出

渋川市長 高木 勉

令和2年度渋川市下水道事業等会計補正予算（第2号）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案			現 行																																																						
<p>（債務負担行為）</p> <p>第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>期間</th> <th>限度額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共下水道公共渋川舗装復旧工事</td> <td>令和2年度から 令和3年度まで</td> <td>14,575</td> </tr> <tr> <td>公共下水道特環渋川舗装復旧工事</td> <td>令和2年度から 令和3年度まで</td> <td>8,921</td> </tr> <tr> <td>公共下水道公共渋川污水管布設工事</td> <td>令和2年度から 令和3年度まで</td> <td>37,730</td> </tr> <tr> <td>公共下水道特環渋川污水管布設工事</td> <td>令和2年度から 令和3年度まで</td> <td>21,164</td> </tr> <tr> <td>物聞沢水質管理センター再構築工事</td> <td>令和2年度から 令和5年度まで</td> <td>1,113,000</td> </tr> </tbody> </table>			事項	期間	限度額(千円)	公共下水道公共渋川舗装復旧工事	令和2年度から 令和3年度まで	14,575	公共下水道特環渋川舗装復旧工事	令和2年度から 令和3年度まで	8,921	公共下水道公共渋川污水管布設工事	令和2年度から 令和3年度まで	37,730	公共下水道特環渋川污水管布設工事	令和2年度から 令和3年度まで	21,164	物聞沢水質管理センター再構築工事	令和2年度から 令和5年度まで	1,113,000	<p>（企業債）</p> <p>第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>起債の目的</th> <th>限度額(千円)</th> <th>起債の方法</th> <th>利率</th> <th>償還の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共下水道事業</td> <td>678,700</td> <td rowspan="5">証書借入 又は証券 発行</td> <td rowspan="5">年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</td> <td>政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。</td> </tr> <tr> <td>流域下水道事業</td> <td>26,700</td> <td>公共下水道事業</td> <td>678,700</td> </tr> <tr> <td>特定環境保全公共下水道事業</td> <td>260,700</td> <td>流域下水道事業</td> <td>26,700</td> </tr> <tr> <td>農業集落排水処理事業</td> <td>292,700</td> <td>特定環境保全公共下水道事業</td> <td>260,700</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,258,800</td> <td>農業集落排水処理事業</td> <td>292,700</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>合計</td> <td>1,258,800</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>					起債の目的	限度額(千円)	起債の方法	利率	償還の方法	公共下水道事業	678,700	証書借入 又は証券 発行	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。	流域下水道事業	26,700	公共下水道事業	678,700	特定環境保全公共下水道事業	260,700	流域下水道事業	26,700	農業集落排水処理事業	292,700	特定環境保全公共下水道事業	260,700	合計	1,258,800	農業集落排水処理事業	292,700			合計	1,258,800		
事項	期間	限度額(千円)																																																							
公共下水道公共渋川舗装復旧工事	令和2年度から 令和3年度まで	14,575																																																							
公共下水道特環渋川舗装復旧工事	令和2年度から 令和3年度まで	8,921																																																							
公共下水道公共渋川污水管布設工事	令和2年度から 令和3年度まで	37,730																																																							
公共下水道特環渋川污水管布設工事	令和2年度から 令和3年度まで	21,164																																																							
物聞沢水質管理センター再構築工事	令和2年度から 令和5年度まで	1,113,000																																																							
起債の目的	限度額(千円)	起債の方法	利率	償還の方法																																																					
公共下水道事業	678,700	証書借入 又は証券 発行	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。																																																					
流域下水道事業	26,700			公共下水道事業	678,700																																																				
特定環境保全公共下水道事業	260,700			流域下水道事業	26,700																																																				
農業集落排水処理事業	292,700			特定環境保全公共下水道事業	260,700																																																				
合計	1,258,800			農業集落排水処理事業	292,700																																																				
		合計	1,258,800																																																						
<p>（一時借入金）</p> <p>第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。</p> <p>（予定支出の各項の経費の金額の流用）</p>			<p>（一時借入金）</p> <p>第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。</p> <p>（予定支出の各項の経費の金額の流用）</p>																																																						

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用に不足が生じる場合
- (2) 営業外費用に不足が生じる場合
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 183,799千円
- (2) 交際費 20千円
(他会計からの補助金)

第10条 事業費用の一部に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は888,239千円である。

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用に不足が生じる場合
- (2) 営業外費用に不足が生じる場合
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 183,799千円
- (2) 交際費 20千円
(他会計からの補助金)

第9条 事業費用の一部に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は888,239千円である。

債務負担行為に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支払 義務発生(見込)額		当該年度以降の支払 義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 県 支 出 金	企 業 債	受 益 者 負 担 金	損 益 勘 定 留 保 資 金
公共下水道公共渋 川舗装復旧工事	14,575			令和2年度 ～ 令和3年度	14,575	700	13,100	728	47
公共下水道特環渋 川舗装復旧工事	8,921			令和2年度 ～ 令和3年度	8,921	400	8,000	446	75
公共下水道公共渋 川污水管布設工事	37,730			令和2年度 ～ 令和3年度	37,730	1,800	34,000	1,886	44
公共下水道特環渋 川污水管布設工事	21,164			令和2年度 ～ 令和3年度	21,164	1,000	19,100	1,058	6
物聞沢水質管理セ ンター再構築工事	1,113,000			令和2年度 ～ 令和5年度	1,113,000	556,500	556,500		